ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　　通巻 192号　2013. 5

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/

愛知・岐阜・三重・静岡　ブロック

第１回 東海セミナー開かれる

開会の挨拶をする高木理事長

長谷川全国センター副理事長の基調報告

ワークショップの体験

静岡・橋本さんの報告

豊富な経験交流

４月２７日愛知労働会会館で『健康で働くための東海セミナー』が開かれた。

司会は大谷愛労連書記次長（愛知健康センター副理事長)。

開催地を代表して高木愛知センター理事長は､｢労災被害者の救済・行政への働き掛けなど東海４県で交流する意義は大きい。憲法や原発などに社会問題に加え、薬価の引き上げや医療の差別化につながる「ＴＰＰ」による医療分野への影響懸念している」と歓迎挨拶を行った。

目次

東海ブロックセミナー	１
「過労死防止基本法」	３
かんてんぱぱ会社訪問	４
かくされるプルトニウム	５
一宮「春の健康学校」	７
シリーズ労災認定への道⑤	８
夫、榊原悟の労災認定への歩み	１０
理事会報告	１１
職場の労安	１２
おしらせ	１３
裁判日程	１４
エッセイ	１５
当面の日程	１６

基調報告の長谷川吉則全国センター副理事長（静岡センター所長）は、全国センターの発足からの活動の経過と今後の課題に丁寧に触れていただき、労安活動の歴史を再確認するものとなった。

成田博厚名古屋労災職業病研究会事務局長は、介護施設などにおける労働者自身による職場改善活動の体験報告を行った。労働者参加型・良い点の評価など、従来の職場巡視と違う安全衛生活動を紹介。卵の運搬ゲームを通して柔軟な発想による改善や３班に分かれて報告の中で評価すべき事項を発表するなど、参加者全員で行う新鮮なものだった。

報告の部

愛知・杉林信由紀氏から、中学校教員鳥居さんが学校内外の職務が集中する上に陸上部顧問として指導に当たる中倒れ身体障害一級の後遺症を残すことになった。地裁、高裁とも公務上の災害と認めたが、国・基金が最高裁に上告しているたたかいの紹介と、東三河地域での過労死防止基本法制定に向けた署名活動、豊川市議会などでの意見書採択の運動を紹介した。

岐阜・森正樹氏は、８割近くがパート労働者というコープ岐阜労働組合。中央安全衛生委員会使用者側に仕事がわかる責任者の出席、組合側はパートを主体に選出し機能させた。職場安全衛生委員会が毎月開催できるようになるのに 15 年かかったという継続した取り組みが紹介された。いま、若者に魅力ある職場、現業職が 65 歳まで働き続けることができる職場環境づくりを目指している。

静岡・橋本正紘氏は、新採用の小学校女性教員が着任早々、様々なトラブルがクラス内で発生。適切な援助もなく孤立していく中、上司のパワハラも重なり６カ月足らずで自殺する事件を紹介。公務災害認定の取り組みを支援し、地裁・高裁とも勝訴し、高裁判決が確定した。基金支部側の弁護士からも教育委員会に「現在の教員の状況は厳しい、改善を」との指摘もあったと報告。

岐阜・石榑亨造氏は、「定年を迎えずして退職する教員が小中学校では７３％」というショッキングな報告から始まった。超過勤務解消から始まった岐阜県教職員組合の運動は 2008 年開催された「教員の集いＩＮ京都」に参加し、「ローアンで職場の要求実現ができる」との確信を得た。以後、組合は総括安全衛生委員会の開催を要求。県の「多忙化アクションプラン」ではノー部活デーの実施、朝部活の廃止、職員会議の２カ月１回実施、各種打ち合わせの改善などにより平均退勤時間が 18 時 30 分ごろというモデル校も出てきたことが報告された。

三重・鈴木美智子氏は、夫は中皮腫が発見されてわずか半年で亡くなった。繊維会社の事務職で、会社はアスベスト暴露の把握ができないため労災の事業主証明はできないとの見解。アスベスト東海弁護団の電話相談に連絡し、弁護士の支援を受けて労災申請した。ボイラー配管等の補修作業など、当時の同僚の証言が得られ遺族年金支給通知を受け取ることができた。

参加者からは、三井金属神岡鉱山じん肺訴訟の経過と支援の訴え、岐阜労連は「労働時間を記録するカレンダー」作成の経過と課題などが発言された。また労災を取り組んでいる、

「伊勢モヤシ工場の青年労働者の自殺」「学校教員のアスベスト」「岐阜市役所のパワハラ自殺」「新日鉄労災補償と人権裁判」「住宅建設会社のパワハラ自殺」「アイシン労働者の労災認定と地位保全」「社長による暴力パワハラの損害賠償」「市バス運転士のパワハラ自殺」「ワタミ社員の過労死損がい賠償」「外国人労働者の熱中症労災認定取り組み」が紹介された。

次回開催予定の静岡センター事務局次長の相曽さんから、閉会にあたり「労災を証明する証拠集めの壁に呆然とする」「学校職場の忙しさ事実をしっかり見たい」「ブラック企業の問題」などの感想と労安活動の前進をすすめようとまとめの挨拶がされた。

（文責　事務局　吉川正春）

最近の「過労死防止基本法」制定を求める活動

過労死を考える家族の会　鈴木美穂

第６回の衆議院院内集会に 274 名集まる

家族の会と過労死弁護団は、増え続けている過労死・過労自殺にストップをかける「過労死防止基本法」の制定を求め、活動を続けてきました。今までに
集まった署名は、4 月現在、41 万筆（愛知では 3.2 万筆）を超えました。
3 月 7 日、第 6 回の院内集会が開催されました。　開催が危ぶまれましたが、274 名の参加者があり愛知からは水野弁護士はじめ　鈴木み　内野　関岡　杉林　熊谷　宮崎の７名が参加しました。杉林さんが鳥居高裁判決と最高裁のとりくみについて、内野さんが家族の会のこどもの交流会について報告しました。次は６月６日（木）午後１時から第７回院内集会を予定しています。

「過労死防止基本法制定を求める」自治体からの意見書採択が前進

地方自治体の意見書の採択も、大阪府（八尾　高槻　枚方）を先頭に、京都府（亀岡）、兵庫県（神戸市）島根県と次々採択されて来ています。

政権が代わり、過労死防止法の闘いがどのようになるのか心配しましたが、力を貸していただける議員さんも見つかり、今までの頑張りが無にならずに良かったと思います。

愛知は、地元国会議員とのつながりが出来て、新しい行動が見えてきました。東三河地方では、最高裁で労災と認定された豊川市役所の堀事案や、障がい者の過労死マツヤデンキの小池事案、牛巻中学の鳥居先生の闘いの支援者の方々が過労死防止基本法の制定をめざして推進委員会をつくり取り組みを強化しています。

豊川市へは、堀事件の後、豊川市当局がパワハラ防止策をとっている条件を生かし、愛知県で最初の意見書採択を実現しょうと運動を始めています。

地元選出の国会議員への働きかけを強めて、お口添えを頂きながら、6 月議会での採択をめざし市議会議員各派へ要請を行い採択をめざしています。合わせて豊橋・蒲郡・安城など周辺の市議会へも運動を広げて行きたいと思います。

国連人権委員会へ要請

過労死家族の会では、増え続ける過労死、過労自殺の現状を国連へ訴えるために、国連人権委員会（ジュネーブ）へ要請に行きました。(4 月 25 日～5 月 3 日)　愛知からは榊原さんが参加しました。ジュネーブでのロビー活動が今後の運動に反映されることを願っています。

働く人を大事にする会社訪問

かんてんぱぱ を見学して

伊那食品工業（株）　長野　　事務局　宮崎脩一

4 月 22 日、名古屋から 19 名の参加でマイクロバスで伊那市に向かった。恵那山トンネルを越えると花桃が満開で赤やピンク、白と一本の木から三色の花を咲かせて美しかった。途中、飯田市の水引の工場を訪れて、水引の作品がつくられるようすや、豪華な作品を見せてもらった。次に 1000kw の太陽光発電の発電所と展示場を見学した。伊那谷盆地をつくった断層も見学出来た。

お昼はかんてんぱぱの食堂で食べました。出された料理に様々な寒天が使われていました。美味しい料理でした。食堂は広い会社の敷地内にあり、松の木立の中に散歩道があり、チューリップ、水芭蕉、わさびなどが植えられていました。ベンチには「この場所が汚れていたらこのタオルで拭いてください」という説明書きがある小さな箱が置いてあり、人手を使わずきれいな環境を維持するアイディアだなあと感心しました。トイレも清潔でした。

13 時 30 分から小さい劇場で、寒天についてのガイダンスビデオを見て、そのあと 2 時間にわたって取締役から、お話を伺った。

話は社員教育で中小企業が生きていくためには社員のみんなの力を同じ方向に向けて力をあわせることが必要である。そのために社員教育を 50 回でも 100 回でも繰り返して知らしめる努力をしている。仕事に関する教育だけでなく、まず、人に迷惑をかけないこと、周りの人に役立つことをやる人になるように教えている。だから、トイレは綺麗に使い、次に使う人のために洗面所には水滴もないようにしてから出る。出勤時には道路を渋滞させないように右折禁止している。駐車時はできるだけ遠くに停めて、障害者や老人のために近くのスペースをあけてあげるように配慮している。

社員のやる気をださせることが大事である。人間はやる気になると１２０％、１５０％と能力を発揮する。そのためには社員の働く環境を整えていくことが必要。社員は悪い環境で社長だけがいい環境ではやる気は出てこない。会社が良くならなければ給料は増えない。だから会社のためにやる気を出して働いてくれることになる。会社は社員を性善説で見ている。みんなフアミリーですから、無駄な書類や無駄な管理のために経費は支出しない。

会社の経営理念は、会社は社員のためにある。地域のためにある。社会に役立つためにある。だから利益の追求を迫られる株式市場への上場はやらない。先を見て少しづつ年輪を太らせるように育て社員の雇用を大切にしたい。

少し気になったのは、モラロジーの匂いがすること、教育勅語の部分をとりだして大切なことが書いてあるということ。二代目、三代目の経営者の理念が変化しないか心配なこと。本当に社内の民主主義が保証されているのか分からないことなどでした。しかし、トイレも庭も綺麗だし、美術館やホールを作って市民に開放しているし、構内を塀で囲むこともしていない。お店には、地方の営業所にいる社員が見つけた地方の特産品を取り寄せて販売している。自社の製品を売り込むだけでなく、会社のある地方の産業も支援しているその姿勢に感心しました。

隠されるプルトニウム

郷土研究家　　木村直樹

隠されるプルトリウムの飛散

福島原発のメルトダウン以降において、放射能の拡散は当たり前のことになった。セシウム、ヨウ素そしてたまにストロンチウムなど耳にするが、プルトニウムはテレビではほとんど聞かない。先日、報道ステーションの古館キャスターが汚染水もれに関して、ストロンチウムと並べてプルトニウムもその中に含まれると触れた程度だ。新聞も僅かである。２０１１年３月１１日の震災時、福島３号機がプルサーマル運転中だったことも書かなかった。書いたのは「赤旗」だけである。プルサーマルとは原子炉で生成したプルトニウムをウラン燃料に付加するものだが、東電は「プルトニウムは重金属であるため、原子炉の中から出て行きにくい」（３月２２日）といい、また、測定する手段がないと誤魔化した。ようやく３月２８日敷地内２か所から検出したと発表し、「東京新聞」（３月２９日夕刊）はそれを「プルトニウム　燃料棒溶融裏付け」と書いた。６月５日、ＮＨＫ・ＥＴＶ特集「ネットワークでつくる放射能汚染地図」（続報）は４月２１日、原発から１，７キロの土壌を放射線衛生学の木村真三さんに放射線測定の岡野眞治さんが調査協力して採取　、それを山本政儀さん（金沢大放射能実験施設）が分析すると、検出されたプルトニウム２３８と２３９、２４０の合計の比率は過去の核実験由来のものと異なり、原子炉由来の可能性が高いとする報道番組になった。これに促されるように、文部省は９月３０日に敷地外のデータを公表した。北西４５キロはなれた飯館村にも飛んでいて、浪江町ではプルトニウム２３８を１平方メートル当たり４.０ベクレルと検出した。その後「赤旗」（２０１２年３月１０日）に、プルトニウム２４１がＪビレッジ、浪江町、飯館村で検出され、３号機由来である可能性が、放射能医学総合研究所によって、「サイエンティフィック・リポーツ」誌（電子版、２０１２年３月８日）に発表されたことが出た。またしぶしぶ文科省は８月２１日、福島県大熊町、浪江町、飯館村、南相馬市の１０地点でプルトニウムを検出したこと、最大は浪江町１平方メートル当たり１１ベクレルのプルトニウム２３８で、過去の核実験の影響値の１．４倍。６２地点中の１０地点で事故由来のものを検出。２４１も検出し、「プルトニウム２３８、２３９と２４０に対するプルトニウム２４１の沈着量の比率が大きいことが確認された」とした。２４１はプルトニウム同位体の中で最も毒性が高く、唯一ベータ線を出す。

遠くまで飛散

「プルトニウムは重いから福島第一原発の敷地内に落ちて、外には飛散しない」（石川迪夫日本原子力技術協会顧問）や「ヨウ素やセシウムといった放射性物質とは違い、風などに乗って遠くまで飛んでいかない」（小出裕章京大原子炉実験所助教）など重いから飛ばない式の影響が多くに誤解を与えたが、「酸化プルトニウム」の形で飛散する理解が重要である。武谷三男編『原子力発電』（岩波新書、１９７６）で、「原子力発電とともに大量のプルトニウムが取扱われようになると、一番おこりやすいのは、酸化プルトニウムの粉末が空気中に飛び散って、それを肺に吸い込む場合である」と警告され、高木仁三郎著『プルトニウムの恐怖』（岩波新書、１９８１）でも「プルトニウムは直径１ミクロン前後の小さな酸化プルトニウムのかたまりとなって空中に漂いやすい」、さらに野口邦和（放射線防護学）さんが「プルトニウム酸化物は細かい微粒子となって飛散し、吸入摂取により人体内に非常に取り込まれやすいことだ」（『どうするプルトニウム』２００７）と指摘されることが

知られてないし、これに加えて、山本さんも「極微量だから、このまま人体に影響や害を与えるレベルではないが」(『ホットスポット』)とされるし。今中哲二さん（京大原子炉実験所）も「プルトニウムやストロンチウムの被爆は、セシウムによる被爆と比べると無視しておいていいでしょう」(黒田光太郎編『福島原発で何が起きたか』）といわれるので、複雑である。しかし、データは僅かで、プルトニウムは微量でも毒性が極めて高い。

原発懇談会

毒性が極めて高く桁違いに危険な物質

「プルトニウム２３９はウラン２３８の１８万倍もの毒性を有しており、桁違いに危険な物質」(『放射能兵器劣化ウラン』）とか「プルトニウムはウランの十万倍とされる強いアルファ線を発する」(「中日新聞」２０１２年３月３日)、少ないのでも１万倍である。

プルトニウムを「この世で最も毒性の強い元素」と呼んだ高木仁三郎さんは「プルトニウムのようなアルファ放射体の体内被曝効果は、他の物質の比較にならない。これがプルトニウムの大きな毒性の根本の原因であるが、そのうえにこの元素の化学的性質が加わる。プルトニウムは、いったん体内にとりこまれると、きわめて排泄されにくく長く体内に留まるため、まわりの組織を長期間被爆し続けるのである。―中略―プルトニウムが体内に入る経路は、一般には、呼吸を通じるか、口から飲んだり食べたりするものにまじってとりこむかである。プルトニウムは直径１ミクロン（１０００分の１ミリメートル）前後の小さな酸化プルトニウムのかたまりとなって空中に漂いやすい。プルトニウムを用いた大気圏核実験の際にも、核分裂をしなかったプルトニウムは、酸化プルトニウムの微粒子となって空中にばらまかれる。このような微粒子は不溶性であり、呼吸を通じて鼻（口）から吸収されると、器官や肺の絨毛に沈着し、長く留まって組織を被爆する。最も大きな問題は肺を構成する細胞の核に存在する遺伝子を、そのアルファ線の電離作用によって傷つけることである。遺伝子は細胞の再生(代謝)を司っているから、傷ついた遺伝子によって誤った情報が伝えられ、増幅されとガンを発生させる。－中略―いっぽう、消化器系を通してとりこまれたプルトニウムは、むしろ可溶性のものが問題となる。胃腸壁を通して吸収されやすく、吸収されたプルトニウムは骨に集まりやすい。これは骨のガン、とくに白血病の原因となる」(『プルトニウムの恐怖』)と健康破壊物質を解説する。

飛散のメカニズムはメルトダウンしたあと格納容器を貫通したプルトニウムがコンクリートと反応してエアロゾルになったという田辺文也（原子力安全研究）説とは違って、ベントに続いて、殊に３号機の水素爆発で使用済み核燃料が破壊され飛散した可能性もある。モニタリング地点の線量偽装の疑いも長谷川健一さんが「世界」（２０１２年４月号）で報告するように、なるべく被害を小さく見積もる原子力村連合の情報操作がある。

この背後には、「原子力事業者等及びその従事者並びにこれらの者であった者は、正当な理由なく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない」とする「原子炉等規制法」があって、プルトニウムは隠すべしと拡大解釈されている。しかし国民には真実を知る権利がある。

（２０１３年４月２５日　記）

13年 ‘春の健康学校’

一宮健康センター　三栄　国康

一宮健康センターが4月20日（土）労災認定受け療養中の解雇問題について井上弁護士を講師に学習会を行いました。

事件の概要

労災認定されて療養中に解雇したのは不当だとして、Y大元職員の男性（37）が地位確認などを求めた訴訟で、東京地裁は2012年9月 28 日、解雇を無効とする判決を言い渡した。

労働基準法は業務上のけがや病気などで療養中に解雇することを原則禁じる一方、療養開始後、3年たっても治らない場合、賃金 1200 日分の「打ち切り補償」を支払えば解雇できると規定。専修大は昨年 10 月に打ち切り補償約 1630 万円を支払って解雇したが、判決は、打ち切り補償の適用は使用者による療養補償を受けている場合に限られ、労災保険の受給者は含まれないと指摘。解雇を違法と判断した。

判決などによると、男性は 2002 年ごろから首や腕に痛みが生じ、「頸肩腕（けいけんわん）症候群」と診断され、07 年 11 月に労災認定を受けた。（共同）

＜井上弁護士による解説＞

労基法19条1項は「使用者は、労働者が業務上の負傷・疾病で療養のために休業する期間及びその後30日間は…その労働者を解雇してはならな い」となっているが、例外規定があって、同法81条で「療養補償を受ける労働者が療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合において は。使用者は平均賃金の1200日分の打ち切り補償を行い、その後は補償をおこなわなくてもよい」としている。

この裁判では、この81条にもとづく解雇は無効だとする訴えについて争われた。

判決の要点は以下の通り。

労基法81条の打ち切り補償の趣旨は、療養給付を必要とする被災労働者の生活上の需要よりも、補償の長期化よる使用者の負担を軽減することに重 点がある。労災保険制度においては使用者はあくまで保険者たる政府に保険料を納入する義務を負っているだけであり、これを履行すれば足りるのだか ら労災保険法13条（療養補償給付）の規定によっては、当該使用者について、補償の長期化による負担の軽減を考慮する必要は無い。

（したがって）労基法81条の「75条の規定（療養補償）によって補償を受ける労働者」とは、「労基法75条の規定により療養補償を受けている 労働者」に限られるものと解され、明文の規定もないのに、この部分を「労災保険法13条の規定によって療養補償給付を受ける労働者」と読み替える ことは許されない。

本件訴えの被災者は、労基法81条の「労基法75条所定の規定によって補償を受ける労働者」には該当しない。

以上により、本件打ち切り補償金の支払いは、労基法19条但し書き前段にいう「使用者が、労基法81条の規定によって打ち切り補償金を支払う場 合」に該当しないこととなり、原則に戻って解雇できない。本件解雇は無効である。

この判例の労災保険の考え方が、結論に至るまでの筋書きのバックボーンになっている。　つまり、労災保険の保険体系は、労基法の保障体系とは独自に拡充されることによって発展を遂げた制度であって、労基法による災害補償制度から直接に派生した制度ではない。両制度は、使用者の補償責任の法理を共通の基盤としているが、基本的には平行して機能する独立の制度である。

復職　　木村政利

仕事をしていて
体を壊した
他人と同じ仕事をしていて
体を壊した
自分だけが体を壊した

肩がコリ
背中が張り
腕がしびれてきた
何日も休む日が続き
他人は（学校）は私がサボりだと
白い目で見る

一旦は辞める決意をしたが
労災が認められた
仕事が原因だと認められたのだ

私は働きたいので
復職を求めた
しかし身体はいう事を聞かない
壊れた身体は
すぐには元気にならない

長い休暇の果てに
解雇通告を受けた

私はまだ働ける
働く意志も意欲もある
今はこの体だから
他人よりは遅く効率も悪いが
リハビリを続けながら
仕事が出来るのだ

だから解雇を拒否し闘った
その願いは・・・
かなった

シリーズ 労災認定の方法 ⑤

支援する会の役割

愛知健康センター　宮崎脩一

1　労災認定を求めて闘う時、2つの闘いがあります。法廷内の闘いと法廷外の闘いです。この闘いをすすめるのは①原告の強い意思、②弁護団の粘り強い闘いと③支援する会の存在です。この3つの力が互いに力を発揮したとき、勝利をかちとることができます。健康センターが経験した豊川市の堀さんのパワハラ自殺事件の公務災害認定事件は、そのことを典型的に教えてくれた事件です。

「豊川市職員の堀さんを支援する会」の大活躍

堀さんは地裁までは照伸さんの兄さんと、同僚であった社会保険労務士の孤独な闘いでした。公務災害の認定をする「基金支部は、遺族の救済のために、良心的にかかわってくれるところである」という思い込みがあり、公務災害の申請をしました。ところが、現実は遺族の思い込みと違っていました。3回の審査でいづれも不認定になり、納得いかずに地裁に提訴しました。弁護士は優秀なメンバーであったのですが、法廷の傍聴は二三人で、職場の実態を証言する人もないまま判決を迎え、地裁でも「不認定」という結果でした。

判決後、弁護士から健康センターを教えてもらった原告は、健康センターを訪れ、支援を要請しました。センターはまず、「堀さんを支援する会」を立ち上げようということで、労働組合・救援会・同窓会・などをまわり、2009年3月に支援する会を立ち上げました。総会にはわずか二十数名が参加しただけでしたが、役員を決めて、署名を提起し、急いで、新しい証拠を探すことに取り組みました。

同窓会の中から証人が見つかる

保守的な風土のなかで、御上に楯突いて裁判することは、大変な勇気が必要でした。一方、三河は人情の熱い地域でもありますから、照伸さんの小学校の同級生が「あいつのためなら署名ぐらい集めてやるわ」といって、たくさんの署名を集めてくれました。ある人はひとりで3000名もの署名を集めてくれました。署名活動の中で昔、豊川市役所に勤めていた人で同じ上司のパワハラにあった人が見つかりました。弁護士が直ぐに聞き取りに行き陳述書をつくり、法廷で証言することを依頼してくれました。その方は快く受けてくれました。いろんなところから、圧力や嫌がらせもあったと聞いています。

職場の中での生々しいパワハラの事実が証言され、事態は一変しました。判決日は2度も延期されました。今にして思うと裁判官は、勝利判決が控訴されて最高裁に行った時にも、その試練に耐える論理の構成を考えていたのではないかと思います。

名古屋高裁はこの証言が終わって結審し、2010年5月22日、勝利判決が出されました。劇的な逆転勝利だったのです。　堀さんやその支援者は判決で「御上に楯突く人たち」か

ら「正義の味方・月光仮面」に変身したのです。しかし、勝利の喜びもつかの間、基金支部は最高裁に上告し、支援する会は最高裁向けに署名や要請運動にとりくみました。

2012 年 2 月 22 日、最高裁は上告棄却の通知を出し高裁判決が確定しました。さすがに最高裁の判決は重いもので、これまで公務災害を認定して欲しいと申し入れても「裁判の結果が出てから」とつれない返事をしていた豊川市が原告・弁護団と支援する会の申し入れに対して丁重な対応に変化していました。

豊川市は照伸さんの命日を挟む二週間をパワハラ防止の特別週間とし、職員へのパワハラ防止教育などに取り組むことを約束し、これから年一回は「豊川市の職場を見守る会」（堀さんを支援する会が発展して作られた。）との懇談を約束しました。今年 5 月 23 日にその懇談が行われる予定です。

さまざまな支援する会の活動

内野さんや倉田さんの場合は支援する会のメンバーによって闘いをテーマにした歌が作られ、全国の歌声祭典で歌われました。歌声が闘いを大きく広げる役割を果たしています。

中部電力でパワハラにより亡くなったＦさんやアスベストで亡くなった藤原さんの場合は、支援する会の中心メンバーが中部電力で働いていた労働者で、労働の実態を具体的な資料や証言で証明して、動かぬ証拠を法廷に出したことが、勝利の原因でした。

仲間が「支援する会」に入ってくれたことで裁判に勝利する道が開かれてきたのです。会社が資料を隠したり、箝口令を引く中で貴重な証言を得ることは何よりも重要なことです。証人を探し証言する資料をつくっている支援する会の人達たちの行動に感動させられました。

ソフトバンクの小出さんは国民救援会や愛知争議団の人たちと手をくんで、その機関紙に訴えをのせて全国に支援の輪を広げました。当初は泣いてばかりいた小出さんが、厚生労働省の担当者を前にして堂々と主張し、お灸をすえるまでになったことは、今も語り継がれています。

アイフォンの永縄さんや住友電設の鈴木さんは、夫の過労死を取材に来るマスコミに対して、名前を公表して、過労死の実態を訴え、会社の責任を追求しました。このため、会社は、いつまでも知らぬ存ぜぬの無責任な態度が取れなくて、謝罪や賠償に応ぜざるを得ない状態を作り出しました。このようにマスコミを利用して、原告を支援する世論をつくっていくことも大切です。そのためには氏名を公表して闘うとか、いろいろなところに出かけて人前で訴えるとか越えなければならないいくつかの難問がありますが、ともに闘ってくれる「支援する会」があることによって、勇気と力を得ることが出来るのです。

つい先日も「小池さんを支援する会」のＯＢ会が豊橋でありました。今も闘っている鳥居裁判の支援とか、過労死防止基本法の制定を求める署名や意見書採択をめざして、今もＯＢの人達が頑張つています。苦しい闘いを乗り越えて来た仲間の団結が続いているのは微笑ましい限りです。これこそ過労死裁判の闘いの貴重な財産といえると思います。

鳥居さんを支える弁護団と支援する会

夫、榊原悟の労災認定への歩み

榊原　清子

「人生には３つの坂がある。上り坂・下り坂・まさかである。」最初の２つはわかりました。でも私は 2011 年 12 月 28 日まで、３つ目はわかりませんでした。

その日は仕事納めでした。この一週間首が痛いと言っていましたが、２日前に病院に行き、調子がよくなった夫は、いつもどうり７時前に家を出ていきました。当時中学校で勤務していた私も学校にいき年末の整理をしていました。

１０時過ぎ、電話がありました。「御主人が事故で豊田記念病院に運ばれました」次に義妹から「危篤らしいよ」「亡くなったらしいよ」連絡が次々に入りました。それぞれあわてて病院にむかいました。わたしと４人の息子たちがそろったのは１２時すぎでした。

そこには外傷がなくきれいな顔をした夫が遺体となって横たわっていました。一体何がおきたのかわかりませんでした。出勤後、会社の軽トラに乗りかえ次の現場に向かう途中、致死性不整脈の発作を起こし、運転不能となり右折待ちの２台の車に接触した様子でした。

水野弁護士につながる

夫は三河安城駅の近くの(有)ケーアールケーという会社に足場の営業として誘いを受け、３年前から務めていました。以前の会社でも足場の仕事をしており、情熱的に仕事をしていました。仕事中なので労災にすぐなるのかと思いましたが、病気先行ということで、ならないといわれました。病院・通夜・本葬の席では社長夫妻が「遺族のために何でもします。」と言っていました。葬儀が３０日に終わり、夫は何で亡くなったのか、考え、そして調べました。インターネットで「過労死」を調べ、過労死１１０番のことを知りました。

また、アマゾンで過労死関係の本をたくさん買いました。「過労死の労災申請」「日本は幸福か」「働きすぎに斃れて」等々。正月の間に読み、仕事初めを待って過労死１１０番に連絡を取り、水野弁護士を紹介してもらいました。

その後は弁護士の指示に従い、同僚からの聞き取り、夫の遺品を整理して証拠集めなどをしました。

その間会社に出向き一度はタイムカードを見せてもらいましたが、「過労死で労災申請したい」と告げると態度が激変し、「今後一切連絡をとるな。タイムカードなど記録は渡せない」と言いました。そのため、３月に証拠保全をしてタイムカード、パソコンの使用記録などを取りました。その上で労働時間計算などをつけ、４月に労災申請しました。

資料８冊を提出

また、夫はとても書くことにまめで３年間毎日２ページの記録をつけていましたので土曜日勤務や夫の会社への思いなどがわかるところにふせんをつけて厚さ５ｃｍになるものも含め、８冊提出しました。あとは、水野先生や本に書いてあることを参考に刈谷労働基準監督署に出向いてお話をしたりしていましたら１１月に認定されました。末っ子がちょうど大学受験でとても助かりました。短期間で認定されたのは今までの皆さまの御苦労で築いて下さった土台のおかげです。

たくさんのノウハウが今はあるのでそのおかげで最短に、そして最高の方々にご協力いただいて認定されました。感謝と共に申し訳なくも思いますが、その分今後も頑張りたいと思います。夫が亡くなって落ち込んだ時、机の前に貼っていた「過労死遺族は一人じゃない」というパンフレットが力をくれました。たくさんの方の支えがありここまでこれました。

ありがとうございました。

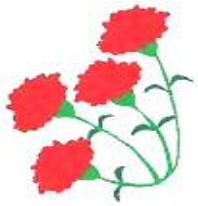

22 期　運動方針を順調に実践

愛知健康センター　事務局長　　鈴木明男

22 期３回目の理事会を４月 11 日に労働会館で行いました。参加者は 17 名でした。

高木理事長挨拶

4 月から蟹江診療所の所長兼務されることになったことと、派遣労働者など若者の中に国民健康保険に入れないで受診困難となり時間が過ぎて手遅れになるという由々しき実態が報告されました。

今回は３人の副理事長が勢揃い。水野弁護士からは 100 万署名と過労死防止法の制定のために、当面６月６日の院内集会と国会議員要請などについて詳しく解説されました。

大谷愛労連事務局次長は５月 25 日と6月８日に行われる労安教室の準備について、次世代を担う若者に受講してもらいたいと呼びかけました。

佐々木副理事長は労安の活動家の育成で労組の強化に繋げたい、全国に健康センターを立ち上げたい、参院選で憲法闘争が必至の情勢にあることを熱く語られました。

団体からの報告

建交労の石村氏から労働相談で労災認定を勝ち取った方々に組合員に加入してもらい、組織拡大が 40 名を達成。更に 50 名を目指していると報告。

福祉保育労組の黒田氏は健康相談と健康を守る分科会の開催で組合員の労安意識の向上が進んでいる報告。

全国センター理事兼務の吉川氏は「労安中央学校（次世代の後継者、専門家の育成）のお誘い」を訴えました。

健康センターの大家氏は財政について中間報告、当センターの結成時に借り受けた出資金の返済などで厳しい出納状況にある。

民医連の小栗氏はいま北病院の建て替え中。無料診察制度を導入している名南病院ではおよそ 100 件の受診がある。また、経済的困難で受診手遅れとなり重傷化していると事例があると報告。

名水労の丹羽氏は６月 18 日名古屋市公会堂で労安学習会を行う。この会は当局と労組員 100 数十名が参加。一人でも多くの発言を促す工夫と準備が進んでいます。

愛教労の荒木・安藤両氏は労働時間の実態を把握する為にコンピューター管理となったのは一歩前進だ。しかし相変わらず、仕事が多いために多くの教員が早く帰れないと報告。

家族の会の代表鈴木氏は「家族の会有志」でジュネーブＩＬＯに出かけます。過労死防止法制定に向けて国会議員要請を行うなど国際活動と国内活動を併行して取組む報告がありました。

東海セミナーなど成功を目指して

ニュース「いのちと健康」191 号の解説が吉川事務局次長から報告あった後、事務局長が 190 号から団体会員は本部だけでなく、支部・分会まで届くように配布数の見直しを進めた結果、1250 部増で 2250 部印刷。増紙による費用は送料を含め年間 10 万円の支出増になるになると報告。

財政の中間報告を踏まえて今期は出費が多く収入である会費の未収入の解決のために改めて未納者に納入のお願いをすることを確認しました。

過労死防止基本法制定 100 万署名の取り組みについて最近の取り組み、東三河での運動や署名の到達点について水野弁護士や家族の会の鈴木美穂氏を中心に議論が深まり年会誌でも取り上げる。5 月の憲法会議で署名を集めることを決めました。

① 健康に働くための東海セミナーin 愛知の成功を目指す
② 労安教室を 2 日間で 4 講座行う
③ 年会誌の取り組み

職場の労働

安全衛生

労災職業病認定組合員 40 人達成

建交労の取り組み

建交労副委員長　石村ひろ江

建交労(1999年、全動労・建設一般・運輸一般が合同)になって14年になりますが、建設一般の頃よりさらに前から、トンネル工事現場をはじめとした建設業や林業、造船業などで働き、じん肺や振動障害などの職業病に罹患した労働者を救済してきました。

労働者が労災補償を求めて組合に結集し、組合員の生活と健康を守り、安心して治療に専念し社会復帰できるよう病院や診療所との連携、監督署や事業主との交渉などに力を入れてきました。

振動障害に関しては、愛知健康センター顧問の山田信也先生がチェーンソーを使用する労働者の障害の実態調査にとりくみ、白蝋(はくろう)病が職業病であることを立証し職業病認定への道を開いてこられました。この話を山田先生から聞いたときは大変感動しました。

愛知では製造業が多く「職業病で困っている人があるのでは？」と、窯業の盛んな瀬戸市で「健康相談会」を行い、じん肺患者の組合員数人で 2004 年（平成 16 年）に労災職業病愛知分会を結成しました。

結成後、私は専従として愛知分会を担当することになりましたが、「健康相談会」を通して被災者の掘り起こしと治療病院の開拓、申請書類の作成と認定後のフォロー・療養モラルなどの学習・教育活動、そして組合活動への参加と目の回るような忙しい毎日でした。

でも最初の頃、街頭宣伝をしてもチラシを渡せず隠れていた組合員が、今では先頭に立ってチラシを配布し、足を止めた人に説明までしています。

署名では「住所を調べられたら困る」などと断り続けた人が、今はきちんと 5 人分埋めて送ってきます。1 カ月に一度の分会会議のときには、自分たちの問題だけでなく、その時々の社会情勢なども含めて話し合いながらすすめていきます。時には携帯電話でメールが出来るように特訓することも。夏が近づくと千羽鶴を折ったりもしますが、1 年で一番の楽しみは、おそらく家族も参加する秋の親睦旅行でしょう。こうした活動にみんな楽しく参加していますが、参加できない人のためにも、写真を多く取り入れて「分会ニュース」で毎月知らせています。

組合員の平均年齢は 75 歳、高齢でその上病気を持つ人たちです。じん肺は進行性の病気なので、徐々に悪化していくと家族の支えが不可欠です。病状の変化についても理解していれば、その都度あわてずに対応ができます。いつも身近にいる家族の方達に、「じん肺という病気を少しでも理解し、支えてあげてほしい」という思いで毎年、組合員と家族が一緒に学習できる日を設定しています。

一人が労災認定されるまでには、時間・労力・お金がかかります。やっと労災認定になっても病状が進んで次々と亡くなっていきます。それでも毎年わずかな純増で傷害補償・遺族補償などを除く認定組合員は、この春 40 人となりました。これからも分会のみなさんとともに労災補償制度の向上と労災職業病の根絶、労働者の経済的・社会的地位の向上を目指して頑張っていこうと思っています。

刈谷市美術館職員公務災害認定闘争の終結集会

（「あじさいコンサート」へのご案内）

新緑芽吹く季節となりました。

倉田康弘さんが亡くなって14年。妻の利奈さんが『仕事で亡くなった』との思いを求めてきた公務災害認定の取り組みは、不当な判決によって認められませんでした。

14年間のたたかいは多くの仲間の支援を広げました。事件を知ったすべての人が康弘さんの死が公務であることを確信しました。私たちの歩みを確認し、過労死を生み出さない社会へ前を向いて歩みを始める出発にしたいと思います。

皆さんのご参加をお待ちしています。

と き　2013年6月16日(日)午後3時30分開会

ところ　刈谷市総合文化センター

花言葉：辛抱・忍耐強い愛情

働く人の **いのち** の番人

学習会　「次代を担う労働安全衛生」

昨年の学習会は延べ74人の参加があり、好評でした。今後の内容について、職場復帰やパワハラについての要望がありました。

最近若者の就職に関して「ブラック企業」なるものの存在が話題になっています。長時間労働をはじめとする過労死や管理強化の中で「うつ」を発症し自死する例も後を絶ちません。

働くもののいのちと健康を守る労働安全衛生が注目されます。先輩たちの積み重ねてきた貴重な成果を今の時代によみがえらそうではありませんか。

次代を担う若い労働者を対象に昨年に続き「学習会」を企画しました。多くの職場から参加いただくことを期待します。

教室のご案内（労働会館本館会議室）

日時	5月25日(土) 午後1時30分～午後4時30分	6月8日(土)午後1時30分～午後4時30分
第1講座 講　師	労働安全衛生法の歴史と現在 **佐々木昭三（全国センター理事）**	ブラックなど企業に見られる労働現場と若者 **森　弘典（弁護士）**
第2講座 講　師	職場の労安活動　実践に学ぶ **司会・進行　鈴木明男（センター事務局長）**	メンタルヘルスと職場復帰を考える **古水克明（精神科医師）**

参加費1日500円、学生・無職は無料

愛知働くものの命と健康を守るセンター　TEL 052-883-6966　FAX 052-883-6983

愛知県労働組合総連合　（共催）　TEL 052-871-5433　FAX 052-871-5618

健康で働き続ける社会のために　いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。
公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目しています。あなたも傍聴に参加してください。
また、署名にご協力ください。

鳥居裁判ー最高裁

豊橋市中学教員部活動中に倒れ、公災認定を求める

毎月、最高裁への要請行動を行い「上告受理棄却」の要請署名を取り組んでいます。支援する会総会を６月 26 日（日）13:30 豊橋市職員会館で行います。

新日鉄住金　名古屋人権裁判

新日鉄労働者の労災付加給付、処遇改善を求めた裁判

鳴海裁判は原告本人尋問７月１日 10:00
被告会社尋問７月 29 日(月)11:00
手塚裁判は６月３日(月)11:30　進行協議

吉田裁判ー地裁

アイシン労働者腱鞘炎で労災裁判、私傷病解雇

４月 23 日裁判で宇土医師の意見書に対する反論書に事実誤認があったことを被告が認めました。
次回は７月２日(火)13:30 です

高比良裁判ー地裁

デンソー労働者労災認定、会社に損害賠償裁判、

被告答弁書がいまだに提出されず
次回は６月４日(火)11:00

原田パワハラ自死事件ー地裁

社長の暴力で自死、労災は認定、損害賠償請求

弁論準備が終わり、6 月 19 日(水)午前 10 時から証人尋問が開かれます。被告社長と原告の原田さんです。(午前と午後にわたって開かれます)

市バス運転士山田事件―名古屋地裁

パワハラで自死、公災申請

5 月 8 日(水)第 1 回法廷で、提訴理由の陳述と原告山田さんの陳述を行いました。被告は答弁書を提出しました。被告弁護士は倉田、鳥居裁判を担当した藤井弁護士。

イラク派遣池田元自衛官被災、損害賠償裁判

派遣中の事故、治療放置、公災打ち切り、パワハラで退職。身障 4 級。国を相手に損害賠償請求

3 月 15 日裁判では被告答弁書が出されず、次回は 6 月 7 日(金)11 時 30 分からとなりました。

もやし工場若者自殺 損害賠償事件　津地裁

就職 2 年目 20 歳の青年が過労自殺労災は認定

5 月 31 日(金)、6 月 4 日(火)いずれも 13:30 から証人尋問。

建設会社営業 過労死損害賠償 名古屋地裁

長時間労働で過労死、労災認定。会社の謝罪無し

次回裁判は５月 13 日名古屋地裁岡崎支部

県信用組合 鈴木うつ病ー地裁

名古屋地裁は労災　同岡崎支部は賃金等請求

5 月 21 日(火)13:30　名古屋地裁　口頭弁論
5 月 22 日(水)14:00　岡崎支部　証人尋問
6 月 10 日(月)15:00　岡崎支部　証人尋問

関岡パワハラ自死事件―名古屋地裁

寺井土木取締役、パワハラで自死労災申請

5 月 13 日（月）名古屋地裁に不支給取り消しを求めて提訴します。

エッセイ

定年退職に思う

愛知県医労連前副執行委員長
鈴木弘之

アベノミクスで踊っている安倍政権は、憲法を変えてしまうまでの勢いで私たちに迫っている。安倍政権は憲法を変えやすくして第 9 条を狙っているであろうが、平和憲法を基礎に私たち国民の生活を支えている他の条文も危ぶむべきである。『すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。』憲法第 25 条である。この条文は現役だった私の医療介護労働運動の原点でもあった。そして、労働者の団結権を謳った第 28 条。国民を欺き拡大解釈を得意とする悪徳政治家は、すでに私たちの健康権や団結権をも犯してきていると私は思ってしまう。

私はこの春「めでたく」定年を迎え、雇用延長を断って職場を去りました。「めでたい」かどうか。年金改悪で雇用延長せざるを得ない制度改悪や、賃金抑制による生涯賃金削減でローンが残っていたりすると辞めるにやめられない。労働者にとって、搾取の延長である。定年後も同一の労働条件を要求し、より良い継続雇用運動を労働組合の役員として運動していた私にとって、後ろ髪が惹かれる心境ではありましたが体が持ちません。この先の心配もありますが、早死にを望まない妻や自分自身にとっても思い切った選択でもありました。したがって私にとって、「めでたい」ことです。あとは、スズメの涙の年金を頼りに命をつないでゆくなんて暗いことにならないように、第二の青春を謳歌していくつもりです。

親の戦争体験を聞き、戦争に行きたくないから平和を叫び、我が子が生まれた時この子を戦場に送ってはならないと思っていた。そして孫の声を聴く年になった今、第二の青春を謳歌しようとしている今、何がどうあろうと現憲法の精神と平和憲法を変えてはいけないと痛感している。

当面の日程

月　日	事　　項	時間・場所など
５月１日(水)	メーデー	10:00　白川公園
３日(祝金)	過労死防止基本法制定要請１００万署名	10:30　名古屋市公会堂集合
	憲法会議	13:30　名古屋市公会堂
８日(水)	新日鐵・鳴海(損害賠償)裁判	14:00　名古屋地裁
	市バス・山田(公務災害認定)裁判	15:30　名古屋地裁
９日(木)	事務局会議	10:00　事務所
13日(月)	榊原(損害賠償)裁判	10:00　名古屋地裁岡崎支部
	アスベスト・宇田川裁判	13:15　名古屋地裁
	脱原発懇話会	18:30　事務所
15日(水)	梅村(損害賠償)裁判	16:00　名古屋地裁
17日(金)	アスベスト対策愛知連絡会事務局会議	14:00　事務所
	市バス・山田さん事務局会議	18:00　事務所
18日(土)	愛知争議団例会	13:00　労働会館本館２階会議室
	新日鐵人権裁判事務局会議	17:00　事務所
20日(月)	事務局会議	10:00　事務所
	西三河暮らしと健康ネット	18:30　安城地区労
21日(火)	新日鐵人権裁判支援する会合宿学習会(22日まで)	13:30　知多市勤労会館・南浜荘
	県信・鈴木(労災認定)裁判(口頭弁論)	13:30　名古屋地裁
22日(水)	県信・鈴木(解雇無効)裁判(証人尋問)	14:00　名古屋地裁岡崎支部
23日(木)	豊川市長との懇談(堀パワハラ労災認定１周年)	14:00　豊川市役所
25日(土)	2013年度第１回労安学校	13:00　労働会館本館２階会議室
26日(日)	鳥居裁判支援する会総会	13:30　豊橋市職員会館
28日(火)	倉田さん事務局会議	19:00　刈谷民商
29日(水)	身障者の生活と権利を守るシンポ準備会	10:00　熱田もやい会館
31日(金)	前村(損害賠償)裁判	13:30　津地裁
６月２日(日)	名古屋労職研・杉浦先生を偲ぶ会	16:00　ウインク愛知11階1104
３日(月)	事務局会議	10:00　事務所
	新日鐵・手塚(人権裁判)裁判	11:30　名古屋地裁
４日(火)	高比良(損害賠償)裁判	10:10　名古屋地裁
	前村(損害賠償)裁判	13:30　津地裁
	過労死研究会	18:30　水野法律事務所
６日(木)	過労死防止基本法制定を求める院内集会	13:00　衆議委員議員会館(東京)
７日(金)	岐阜ニチアス・山田(アスベスト労災認定)裁判	10:00　岐阜地裁
	元自衛隊員・池田(損害賠償)裁判	11:30　名古屋地裁
８日(土)	2013年度第２回労安学校	13:00　労働会館本館２階会議室
10日(月)	県信・鈴木(解雇無効)裁判(証人尋問)	15:00　名古屋地裁岡崎支部
16日(日)	刈谷市美術館職員・倉田裁判終結集会	15:30　刈谷市総合文化センター(刈谷駅南)
17日(月)	事務局会議	10:00　事務所
19日(水)	全国センター理事会	東京
	メイコウアドバンス・原田(損害賠償)裁判	10:00　名古屋地裁
29(土)～30(日)	中央労安学校	東京
７月１日(月)	事務局会議	10:00　事務所
２日(火)	アイシン・吉田(労災認定・地位保全)裁判	13:30　名古屋地裁
４日(木)	理事会	18:30　労働会館本館２階会議室
８月31日(土)	**愛知健康センター第23期総会**	13:00　労働会館本館２階会議室